

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

北海道岩内町長

## 公表日

平成29年2月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>岩内町における国民年金事務は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金法</li><li>・国民年金法施行令</li><li>・国民年金法施行規則</li><li>・地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」</li></ul> <p>の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>①被保険者に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 資格取得及び喪失に関する届出</li><li>2 種別変更に関する届出</li><li>3 任意加入に関する届出</li><li>4 死亡の届出</li><li>5 氏名及び住所等の変更の届出等</li><li>6 年金手帳再交付の申請</li><li>7 日本国内に住所を有しない被保険者の届出等</li></ol> <p>②給付及び受給権者に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金、基礎給付に係る未支給年金及び老齢福祉年金に関する請求書等の受理、審査及び送付</li><li>2 死亡に関する届書の受理、審査及び送付</li><li>3 現況届、所得情報届及び所得状況連名簿の受付、審査及び送付</li></ol> <p>③保険料に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 申出書等の受理、審査、送付及び再提出</li><li>2 付加保険料納付に関する届出</li><li>3 保険料の法定免除に関する届出</li><li>4 保険料免除及び納付猶予に関する申請</li><li>5 保険料学生納付特例に関する申請</li><li>6 後納及び特定保険料納付に関する届出</li></ol> <p>事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者等に関する協力連携事務及び情報提供等を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム、団体内宛名統合管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9条第1項(利用範囲)</li></ul> <p>別表第1の31の項</p> <p>行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第24条の2</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]
	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ol>

②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)  (平成25年5月31日法律第27号)  ・第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)  ・別表第2における  35,47,48,50,84,91,101,107,111,112の項</p> <p>行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令  (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)  ・第22条の2 ・第26条の2 ・第26条の3 ・第26条の4 ・第43条の3 ・第44条の2 ・第49条の2  ・第54条 ・第56条 ・第57条</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	民生部住民課
②所属長	民生部住民課課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当) 0135-62-1011
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当) 0135-62-1011

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

